

# ○後志広域連合指定公金事務取扱者に対する会計管理者検査 実施要綱

〔 令和8年4月1日  
要綱第2号 〕

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第8項の規定により、会計管理者が実施する検査に関し、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(定期検査)

**第3条** 会計管理者は、指定公金事務取扱者に対して、公金事務に関する帳簿書類その他必要な書類を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提出を求め、検査を行うことができる。

(検査の頻度及び時期)

**第4条** 会計管理者は、後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）が指定公金事務取扱者に公金事務を委託する間に、前条に規定する検査を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定公金事務取扱者に初めて公金事務を委託した日又は当該公金事務（第2号に規定する同一の公金事務を含む。）の検査をした日から3年を経過する日までの間に少なくとも1回検査すれば足りるものとする。

(1) 公金事務の委託を終了する日から1年を経過する日までの間に当該指定公金事務取扱者に同一の公金事務を委託することが見込まれるとき。

(2) 公金事務を委託した日前1年以内に当該指定公金事務取扱者に同一の公金事務を委託していたとき。

(臨時検査)

**第5条** 前2条の規定にかかわらず、会計管理者が必要と認めるときは、臨時的に検査を行うことができる。

(実施通知)

**第6条** 会計管理者は、前3条の規定により検査をしようとするときは、あらかじめ当該指定公金事務取扱者に対し、当該公金事務を所管する課等の所属長（以下「所属長」という。）を通じて、検査の内容を通知しなければならない。

2 前条の規定により臨時検査をしようとするときは、検査日時、検査場所及び検査する書類の内容を前項に規定する通知に記載しなければならない。

(結果通知)

**第7条** 会計管理者は、第3条から第5条までの規定により検査をしたときは、当該指定  
公金事務取扱者に対し、所属長を通じて、その結果を通知しなければならない。

(必要な措置の報告)

**第8条** 会計管理者は、法第243条の2第9項の規定により指定公金事務取扱者に対して必  
要な措置を講ずべきことを求めようとするときは、前条に規定する通知に当該講ずべき  
措置の内容を記載しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを求めたときは、指定公  
金事務取扱者に対し、所属長を通じて、その結果を報告させることができる。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、会計管理者が別に定め  
る。

#### **附 則**

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。